

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

輸入差止情報提供書

税関様式T第1920号-1

整理 No.
—

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪、
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

※ 情報提供者【公表】
住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

（署名）

（連絡先）
担当者

電話番号（FAX）番号

関税定率法第21条第1項第9号に規定する回路配置利用権を侵害する物品について、下記のとおり
輸入差止情報提供します。

記

1. 輸入差止情報提供に係る権利の内容【公表】

※ 登録番号 及び登録年月日	第 年 月 日
※ 権利の存続期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
※ 権利の範囲	
※ 原権利者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
※ 専用利用権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号） （権利設定範囲）
※ 通常利用権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号） （許諾の範囲）

輸入差止情報提供書

税関様式T第1920号-1

整理 No.
—

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪、
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

※ 情報提供者【公表】
住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

（署名）

（連絡先）
担当者

電話（FAX）番号

関税定率法第21条第1項第5号に規定する回路配置利用権を侵害する物品について、下記のとおり
輸入差止情報提供します。

記

1. 輸入差止情報提供に係る権利の内容【公表】

※ 登録番号 及び登録年月日	第 年 月 日
※ 権利の存続期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
※ 権利の範囲	
※ 原権利者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
※ 専用利用権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号） （権利設定範囲）
※ 通常利用権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号） （許諾の範囲）

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1920号-2

2. 輸入禁止情報提供を行う侵害物品の品名【公表】

※品 目	
輸入統計品目番号(9桁)	

3. 侵害物品と認める理由及び識別ポイント【公表の可否：□可、□否】

※☆

4. 輸入禁止情報提供継続希望期間【公表】

※ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

5. その他参考となるべき事項

(1) 侵害物品の輸入に関する参考事項【非公表】

予想される輸入者	住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) その他の参考事項 ☆【公表の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

- a. 輸入禁止情報提供に係る権利の内容については訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容
- b. 真正商品の製造価格(輸入品にあってはFOB価格)
- c. その他

税関様式T第1920号-2

2. 輸入禁止情報提供を行う侵害物品の品名等【公表】

※品 目	
輸入統計品目番号(9桁)	

3. 侵害物品と認める理由及び真偽の識別ポイント【公表の可否：□可、□否】

※☆

4. 輸入禁止情報提供継続希望期間【公表】

※ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

5. その他参考となるべき事項

(1) 侵害物品の輸入に関する参考事項【非公表】

予想される輸入者	住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) その他の参考事項 ☆【公表の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

- a. 輸入禁止情報提供に係る権利の内容については訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容
- b. 真正商品の製造価格(輸入品にあってはFOB価格)
- c. その他

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
税関様式T第1960号	税関様式T第1960号
支払保証委託契約締結届出書	支払保証委託契約締結届出書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
(税関官署の長) 殿	(税関官署の長) 殿
届出者 住所	届出者 住所
氏名(名称及び代表者の氏名) (署名) 印	氏名(名称及び代表者の氏名) (署名) 印
平成 年 月 日付の供託命令(供託命令通知第 号)について、関税定率法第21条の3第5項(同法第21条の3の2第5項において準用する場合を含む。)又は第21条の5第6項の規定により、下記のとおり支払保証委託契約を締結したので、届け出ます。	平成 年 月 日付の供託命令(供託命令通知第 号)について、関税定率法第21条の3第5項又は第21条の5第6項の規定により、下記のとおり支払保証委託契約を締結したので、届け出ます。
記	記
1. 契約の相手方の名称及び所在地	1. 契約の相手方の名称及び所在地
2. 契約金額	2. 契約金額
(注)届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。	(注)届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。
支払保証委託契約締結届出確認書	支払保証委託契約締結届出確認書
※上記の届出を確認します。	※上記の届出を確認します。
第 号 平成 年 月 日	第 号 平成 年 月 日
(税関官署の長) 印	(税関官署の長) 印
(注) 1. この届出書は2部提出してください。 2. この届出書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付してください。	(注) 1. この届出書は2部提出してください。 2. この届出書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付してください。
(規格A4)	(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
税関様式T第1990号	税関様式T第1990号
担保取戻事由確認申請書	担保取戻事由確認申請書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
(税関官署の長) 殿	(税関官署の長) 殿
申請者 住所	申請者 住所
氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名)	氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名)
<p>平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物について、下記事由により、損害の賠償を担保する必要がなくなったので、関税定率法第21条の3第8項第3号(同法第21条の3の2第5項において準用する場合を含む。)若しくは第21条の5第9項第1号の規定による確認の申請又は同項第4号に該当することの確認の求めを行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input type="checkbox"/> 損害の賠償を担保する必要がなくなった事由</p> <p>(注1) この申請書には、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書類を添付してください。</p> <p>(注2) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	<p>平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物について、下記事由により、損害の賠償を担保する必要がなくなったので、関税定率法第21条の3第8項第3号若しくは第21条の5第9項第1号の規定による確認の申請又は同項第4号に該当することの確認の求めを行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input type="checkbox"/> 損害の賠償を担保する必要がなくなった事由</p> <p>(注1) この申請書には、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書類を添付してください。</p> <p>(注2) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p>税関様式T第2000号</p> <p>支払保証委託契約締結承認申請書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(税関官署の長) 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名(名称及び代表者の氏名) 印</p> <p style="text-align: right;">(署名)</p> <p>平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物に代えて、支払保証委託契約を締結したので、関税法第21条の3第8項第4号(同法第21条の3の2第5項において準用する場合を含む。)又は第21条の5第9項第2号の規定により、その承認を申請します。</p> <p>(注) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。</p> <p style="text-align: center;">支払保証委託契約締結承認書</p> <p>第 号 ※上記申請を承認します。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(税関官署の長) 印</p> <p>(注) 1. この申請書は、2部提出してください。 2. この申請書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して下さい。</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	<p>税関様式T第2000号</p> <p>支払保証委託契約締結承認申請書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(税関官署の長) 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名(名称及び代表者の氏名) 印</p> <p style="text-align: right;">(署名)</p> <p>平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物に代えて、支払保証委託契約を締結したので、関税法第21条の3第8項第4号又は第21条の5第9項第2号の規定により、その承認を申請します。</p> <p>(注) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。</p> <p style="text-align: center;">支払保証委託契約締結承認書</p> <p>第 号 ※上記申請を承認します。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(税関官署の長) 印</p> <p>(注) 1. この申請書は、2部提出してください。 2. この申請書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して下さい。</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式T第2051号</p> <p style="text-align: center;">見本検査承認申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(税関官署の長) 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名)</p> <p>平成 年 月 日付開始通知第 号により通知のあった疑義貨物について見本の検査を行いたいので、関税定率法第21条の3の2第1項の規定により申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関税定率法施行令第61条の3第1項の規定により証拠を提出し、又は意見を述べるためにその検査が必要である理由 2. 見本の数量 3. 見本の検査をする場所及び日時並びに検査の方法 4. 見本の検査の前後において上記3に規定する場所と異なる場所に見本を保管する場合には、その場所及び保管の方法 5. 見本を運送する場合には、その運送の方法 6. その他参考となるべき事項 <p>(注1) この申請書は2部提出して下さい。</p> <p>(注2) この申請書には、「認定手続開始通知書(権利者用)」の写しを添付して下さい。</p> <p>(注3) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます。</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第2052号

見本検査承認申請通知書

平成 年 月 日
承認申請通知第 号
(見本検査承認申請通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る疑義貨物については、別添のとおり見本検査承認申請がありましたので、関税定率法第21条の3の2第1項の規定により通知します。この申請について意見がある場合は、平成 年 月 日までに書面により提出してください。

なお、この申請が承認された場合に申請者に交付される見本についてその返還が不要である場合には、別紙に必要事項を記載して同日までに提出してください。

(添付書類)

見本検査承認申請書(写) 1部

(注) 見本検査承認申請が承認された場合、申請者は税関から交付された見本について、分解、分析、性能試験等を実施することができます。したがって、交付された見本については、原状回復ができない場合があります。また、上記の疑義貨物が輸入禁制品に該当すると認定されなかった場合において、申請者による検査の結果見本に生じた損害については、貴殿と申請者との間で解決することになります。

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

(別紙)

見本返還不要同意書

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

住所
氏名 (又は名称) 印

平成 年 月 日付承認申請通知第 号により通知のあった見本検査承認申請が承認された場合には、申請者に交付された見本については返還を必要とせず、申請者が処分することができる場合には、申請者が処分することに同意します。

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第2053号

見本検査承認通知書(申請者用)

平成 年 月 日
承認通知第 号
(見本検査承認通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付見本検査承認申請については、承認することとしたので、関税定率法第21条の3の2第3項の規定により通知します。

(注) 見本の検査その他見本の取扱いにおいて知り得た事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税定率法第21条第10項の規定により禁止されています。

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式 T 第 2054 号

見本検査承認通知書 (輸入者等用)

平成 年 月 日
承認通知第 号
(見本検査承認通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付承認申請通知第 号により通知した見本検査承認申請については、承認することとしたので、関税定率法第 21 条の 3 の 2 第 3 項の規定により通知します。

1. 検査場所

2. 検査の日時

(注) 申請により見本の検査に立ち会うことができます。

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第 2055 号

見 本 受 領 書

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

受領者

氏名 印

(署名)

(見本検査の申請者が法人である場合は、当該法人の住所及び名称)

住所

名称

平成 年 月 日付承認通知第 号による承認に係る下記の見本については確かに受領しました。

1. 見本の品名
2. 見本の数量
3. 見本の記号、番号等

(注) 受領者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます。

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第2056号

見本検査不承認通知書(申請者用)

平成 年 月 日
不承認通知第 号
(見本検査不承認通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付見本検査承認申請については、承認しないこととしたので、関税
定率法施行令第61条の9の2第3項の規定により通知します。

(理由)

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式T第 2057 号</p> <p style="text-align: center;">見 本 検 査 不 承 認 通 知 書 (輸 入 者 等 用)</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 不 承 認 通 知 第 号 (見本検査不承認通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付承認申請通知第 号により通知した見本検査承認申請については、承認しないこととしたので、関税定率法施行令第 61 条の 9 の 2 第 3 項の規定により通知します。</p> <p>(理由)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式 T 第 2058 号

供託命令書

平成 年 月 日
見本検査供託命令通知 第 号
(見本検査供託命令群番号)

殿

(税関官署の長)

印

関税法第 21 条の 3 の 2 第 5 項において準用する同法第 21 条の 3 (第 1 項・第 2 項) の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。

なお、下記の期限までに金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同法第 21 条の 3 の 2 第 5 項において準用する同法第 21 条の 3 第 10 項の規定により見本検査の承認をしないことがあります。

記

開始通知書番号	
供託場所	
供託額	
供託期限	平成 年 月 日

- (注) 1. 供託命令は、見本に係る疑義貨物が関税法第 21 条第 1 項第 9 号に掲げる貨物に該当すると認定されなかった場合に、輸入者が被る損害を担保するため必要があると税関長が認めるときに行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託額正本を供託命令の通知を行った税関官署に提出してください。
2. 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 129 条第 1 項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税関長が確実と認めるものをもってこれに代えることができます。
3. 供託命令に対し、関税法第 21 条の 3 の 2 第 5 項において準用する同法第 21 条の 3 第 5 項の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期間内に供託命令を行った税関官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。

{規格 A4}

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第2059号

見本検査立会い申請書

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者
住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

(署名)

平成 年 月 日付承認通知第 号により通知があった見本検査に立ち会いた
いので、関税定率法第21条の3の2第6項の規定により申請します。

1. 立会人の氏名及び住所並びに職名(所属)

2. 参考となるべき事項

(注1) 立会人が申請者自身又は申請者の職員であるときは住所の記載を省略して差
し支えありません。

(注2) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択す
ることができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏
名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

(注3) 代理人が立会いを行う場合は、申請者からの委託を証する書面を添付してく
ださい。

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p>税関様式T第2060号</p> <p>特許庁長官意見照会請求書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(税関官署の長) 殿</p> <p>請求者 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名) (連絡先) 担当者 電話(FAX)番号</p> <p>関税率法第21条の4第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知書番号第 号)に係る貨物について、下記のとおり特許庁長官の意見を聴くよう求めます。</p> <p>記</p> <p>1. 通知日 平成 年 月 日</p> <p>2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 平成 年 月 日</p> <p>3. 意見照会請求をする理由</p> <p>4. その他参考となるべき事項</p> <p>(添付資料)</p> <p>(注) 請求者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	<p>税関様式T第2060号</p> <p>特許庁長官意見照会請求書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>税関長 殿</p> <p>請求者 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名) (連絡先) 担当者 電話(FAX)番号</p> <p>関税率法第21条の4第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知書番号第 号)に係る貨物について、下記のとおり特許庁長官の意見を聴くよう求めます。</p> <p>記</p> <p>1. 通知日 平成 年 月 日</p> <p>2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 平成 年 月 日</p> <p>3. 意見照会請求をする理由</p> <p>4. その他参考となるべき事項</p> <p>(添付資料)</p> <p>(注) 請求者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式T第2070号</p> <p style="text-align: center;">特許庁長官意見照会書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 照会番号第 号</p> <p style="text-align: center;">特許庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税定率法第21条の4第1項の規定に基づき輸入差止申立人から特許庁長官の意見を聴くことの求めがあったので、同条第2項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。 なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行ってくださいようお願いします。</p> <p>(添付資料)</p> <p>[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	<p style="text-align: center;">税関様式T第2070号</p> <p style="text-align: center;">特許庁長官意見照会書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 照会番号第○○○号</p> <p style="text-align: center;">特許庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">○○ 税関長 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税定率法第21条の4第1項の規定に基づき輸入差止申立人から特許庁長官の意見を聴くことの求めがあったので、同条第2項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。 なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行ってくださいようお願いします。</p> <p>(添付資料)</p> <p>[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式T第2080号</p> <p style="text-align: center;">特許庁長官意見照会に係る意見徴求書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)で認定手続を開始した貨物について、関税定率法第21条の4第1項に規定する特許庁長官への意見を求める請求がありましたので、関税定率法施行令第61条の11第2項の規定により、当該申請に係る添付資料(別添)について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。なお、当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">意見を述べることができる期限</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	<p style="text-align: center;">税関様式T第2080号</p> <p style="text-align: center;">特許庁長官意見照会に係る意見徴求書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">〇〇 税関長 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)で認定手続を開始した貨物について、関税定率法第21条の4第1項に規定する特許庁長官への意見を求める請求がありましたので、関税定率法施行令第61条の11第2項の規定により、当該申請に係る添付資料(別添)について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。なお、当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">意見を述べることができる期限</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第2090号

税関様式T第2090号

特許庁長官意見照会実施通知書

特許庁長官意見照会実施通知書

平成 年 月 日

平成 年 月 日

殿

殿

(税関官署の長) 印

〇〇 税関長 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税定率法第21条の4第2項に規定する特許庁長官への意見照会を行ったので、同条第5項の規定により通知します。

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税定率法第21条の4第2項に規定する特許庁長官への意見照会を行ったので、同条第5項の規定により通知します。

(規格A4)

(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: right;">税関様式T第2100号</p> <p style="text-align: center;">特許庁長官意見照会不実施通知書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)にかかる貨物について、平成 年 月 日付で請求のあった特許庁長官への意見照会については、下記の理由により、これを行わないこととしましたので、関税定率法第21条の4第3項の規定に基づき通知します。</p> <p>(理 由)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	<p style="text-align: right;">税関様式T第2100号</p> <p style="text-align: center;">特許庁長官意見照会不実施通知書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">〇〇 税関長 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)にかかる貨物について、平成 年 月 日付で請求のあった特許庁長官への意見照会については、下記の理由により、これを行わないこととしましたので、関税定率法第21条の4第3項の規定に基づき通知します。</p> <p>(理 由)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: right;">税関様式T第2110号</p> <p style="text-align: center;">特許庁長官意見照会回答通知書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付特許庁長官意見照会実施通知により通知した照会結果について、特許庁長官から下記の回答を得ましたので、関税定率法第21条の4第6項の規定により通知します。</p> <p>なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方(連絡先下記)に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	<p style="text-align: right;">税関様式T第2110号</p> <p style="text-align: center;">特許庁長官意見照会回答通知書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇 税関長 印</p> <p>平成 年 月 日付特許庁長官意見照会実施通知により通知した照会結果について、特許庁長官から下記の回答を得ましたので、関税定率法第21条の4第6項の規定により通知します。</p> <p>なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方(連絡先下記)に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第2120号

税関様式T第2120号

特許庁長官意見照会回答不要通知書

特許庁長官意見照会回答不要通知書

平成 年 月 日
回答不要通知番号第 号

平成 年 月 日
回答不要通知番号第〇〇〇号

特許庁長官 殿

特許庁長官 殿

(税関官署の長) 印

〇〇 税関長 印

平成 年 月 日付特許庁長官意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税定率法第21条の4第8項の規定に基づき通知します。

平成 年 月 日付特許庁長官意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税定率法第21条の4第8項の規定に基づき通知します。

(規格A4)

(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p>税関様式T第 2130 号</p> <p>特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書 (申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、特許庁長官意見照会ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税定率法第 21 条の 4 第 1 項の規定に基づき通知します。併せて、同法第 21 条の 5 第 2 項の規定により、当該開始通知書による申立特許権者等への通知が行われた日を下記のとおり通知します。</p> <p>なお、同法第 21 条の 5 第 1 項の規定により、当該期間内に特許庁長官意見照会の求めがない場合、当該期間経過後、輸入者等が認定手続の取りやめを求めることができますこととなります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 延長内容 (1) 当初の期間末日 平成 年 月 日 (2) 延長後の期間末日 平成 年 月 日</p> <p>2. 申立特許権者等への通知日 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	<p>税関様式T第 2130 号</p> <p>特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書 (申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">〇〇 税関長 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、特許庁長官意見照会ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税定率法第 21 条の 4 第 1 項の規定に基づき通知します。併せて、同法第 21 条の 5 第 2 項の規定により、当該開始通知書による申立特許権者等への通知が行われた日を下記のとおり通知します。</p> <p>なお、同法第 21 条の 5 第 1 項の規定により、当該期間内に特許庁長官意見照会の求めがない場合、当該期間経過後、輸入者等が認定手続の取りやめを求めることができますこととなります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 延長内容 (1) 当初の期間末日 平成 年 月 日 (2) 延長後の期間末日 平成 年 月 日</p> <p>2. 申立特許権者等への通知日 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

(裏面)

表面1.(2)に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

1. 申立特許権者等の場合
関税定率法第21条の4第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求・
本件通知による延期後の期間、当該請求を行なうことができます。
2. 輸入者の場合
関税定率法第21条の5第1項に規定する認定手続取りやめ請求
次に掲げる日のいずれか遅い日後(認定手続中に限る。)、当該請求を行なうことができます。
(1) 本件通知による延期後の期間末日
(2) 関税定率法第21条の4第5項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった
場合には、同条第6項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して10日を経過
する日

* 標記2.の「申立特許権者等への通知日」(以下「通知日」という。)は、本件通知による延期前後の期間を算定するための基準となる日です。

(参考)

通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日
十日経過日 通知日から起算して10日を経過する日(行政機関の休日(土日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日))の日数を算入しない。)
二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から20日を経過する日(行政機関の休日の日数を算入しない。)

* 上記2.(2)の「10日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。

(裏面)

表面1.(2)に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

1. 申立特許権者等の場合
関税定率法第21条の4第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求
本件通知による延期後の期間、当該請求を行なうことができます。
2. 輸入者の場合
関税定率法第24条の5第1項に規定する認定手続取りやめ請求
次に掲げる日のいずれか遅い日後(認定手続中に限る。)、当該請求を行なうことができます。
(1) 本件通知による延期後の期間末日
(2) 関税定率法第21条の4第5項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった
場合には、同条第6項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して10日を経過
する日

* 標記2.の「申立特許権者等への通知日」(以下「通知日」という。)は、本件通知による延期前後の期間を算定するための基準となる日です。

(参考)

通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日
十日経過日 通知日から起算して10日を経過する日(行政機関の休日(土日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日))の日数を算入しない。)
二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から20日を経過する日(行政機関の休日の日数を算入しない。)

* 上記2.(2)の「10日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第2132号

農林水産大臣意見照会書

平成 年 月 日
照会番号第 号

農林水産大臣 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税定率法第21条の4の2第1項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。

(意見照会をする理由)

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第 2134 号

農林水産大臣意見照会実施通知書

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税定率法第 21 条の 4 の 2 第 1 項に規定する農林水産大臣への意見照会を行ったので、同条第 3 項の規定により通知します。

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式丁第 2136 号

農林水産大臣意見照会回答通知書

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会実施通知書により通知した照会について農林水産大臣から下記の回答を得ましたので、関税定率法第 21 条の 4 の 2 第 4 項の規定により通知します。

なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式 T 第 2138 号</p> <p style="text-align: center;">農林水産大臣意見照会回答不要通知書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 回答不要通知番号第 号</p> <p style="text-align: center;">農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税定率法第 21 条の 4 の 2 第 5 項の規定に基づき通知します。</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式T第2140号</p> <p style="text-align: center;">申立特許権者等への認定開始通知日通知書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物についての申立特許権者等への認定手続開始の通知が行われた日は、下記のとおりですので、関税定率法第21条の5第2項の規定に基づき通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>通知日 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	<p style="text-align: center;">税関様式T第2140号</p> <p style="text-align: center;">申立特許権者等への認定開始通知日通知書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">〇〇 税関長 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物についての申立特許権者等への認定手続開始の通知が行われた日は、下記のとおりですので、関税定率法第21条の5第2項の規定に基づき通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>通知日 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

(裏面)

表面に記載の期日は、以下の請求を行うための基準日となるものです。

1. 申立特許権者等の場合
関税定率法第21条の4第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求
十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。
2. 輸入者の場合
関税定率法第21条の5第1項に規定する認定手続取りやめ請求
次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）、当該請求を行うことができます。
(1) 十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日
(2) 関税定率法第21条の4第5項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第6項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して10日を経過する日

(参考)

通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日。
十日経過日 通知日から起算して10日を経過する日（行政機関の休日（土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日））の日数を算入しない。）
二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から20日を経過する日（行政機関の休日の日数を算入しない。）

* 上記2. (2) の「10日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。

(裏面)

表面に記載の期日は、以下の請求を行うための基準日となるものです。

1. 申立特許権者等の場合
関税定率法第21条の4第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求
十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。
2. 輸入者の場合
関税定率法第24条の5第1項に規定する認定手続取りやめ請求
次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）、当該請求を行うことができます。
(1) 十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日
(2) 関税定率法第21条の4第5項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第6項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して10日を経過する日

(参考)

通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日。
十日経過日 通知日から起算して10日を経過する日（行政機関の休日（土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日））の日数を算入しない。）
二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から20日を経過する日（行政機関の休日の日数を算入しない。）

* 上記2. (2) の「10日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
税関様式T第2150号	税関様式T第2150号
認定手続取りやめ請求書	認定手続取りやめ請求書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
(税関官署の長) 殿	税関長 殿
請求者 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名) (連絡先) 担当者 電話(FAX)番号	請求者 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名) (連絡先) 担当者 電話(FAX)番号
関税定率法第21条の5第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について認定手続の取りやめを求めたいので、下記のとおり申請します。	関税定率法第21条の5第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について認定手続の取りやめを求めたいので、下記のとおり申請します。
記	記
1. 通知日 平成 年 月 日 2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 平成 年 月 日 3. 特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けた日 平成 年 月 日 4. その他参考となるべき事項	1. 通知日 平成 年 月 日 2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 平成 年 月 日 3. 特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けた日 平成 年 月 日 4. その他参考となるべき事項
(注) 請求者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。	(注) 請求者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。
(規格A4)	(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式T第2170号</p> <p style="text-align: center;"><u>認定手続取りやめ通知書</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 認定手続取りやめ通知第 号 (認定手続取りやめ通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続取りやめ請求書による請求があった認定手続の取りやめについては、関税定率法第21条の5第11項の規定により当該認定手続を取りやめることとしましたので、同条第12項の規定により、通知します。</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	<p style="text-align: center;">税関様式T第2170号</p> <p style="text-align: center;">認定手続取りやめ通知書 (輸入者等用)</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 認定手続取りやめ通知第 号 (認定手続取りやめ通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続取りやめ請求書による請求があった認定手続の取りやめについては、関税定率法第21条の5第11項の規定により当該認定手続を取りやめることとしましたので、同条第12項の規定により、通知します。</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第2180号

認定手続取りやめ通知書 (申立特許権者専用)

平成 年 月 日
認定手続取りやめ通知書 号
(認定手続取りやめ通知書番号)

取

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付認定手続取りやめ請求書による請求があった認定手続の取りやめについては、関税込率法第21条の5第1項の規定により当該認定手続を取りやめることとしましたので、同条第12項の規定により、通知します。
併せて、同条第12項の規定により、当該認定手続に係る貨物に係る輸入者情報を下記のとおり通知します。

記

輸入者情報

輸入者の氏名又は名称

住所

- (注) 上記輸入者情報については、関税込率法第21条の5第13項の規定により、次の目的以外の目的には使用できません。
- (1) 同条第3項に規定する損害に係る賠償請求権の行使
 - (2) 当該貨物に係る特許法第100条第1項若しくは第2項、実用新案法第27条第1項若しくは第2項又は意匠法第37条第1項若しくは第2項の規定による差止請求

(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: right;">税関様式F第1282号</p> <p>命令書第 号</p> <p style="text-align: center;">譲受物品保税地域搬入命令書</p> <p style="text-align: center;">搬入義務者住所及び氏名 (所在地及び名称)</p> <p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税等の臨時特例に関する法律第12条第4項の規定に基づき、平成 年 月 日までに下記物品を当関（ 支署）管内保税地域に入れることを命ずる。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税関長 ⑩</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(注) 物品は特定の記載すること</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	<p style="text-align: right;">税関様式F第1282号</p> <p>命令書第 号</p> <p style="text-align: center;">譲受物品保税地域搬入命令書</p> <p style="text-align: center;">搬入義務者住所及び氏名 (所在地及び名称)</p> <p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税等の臨時特例に関する法律第12条第4項の規定に基づき、平成 年 月 日までに下記物品を当関（ 支署）管内保税地域に入れることを命ずる。</p> <p><u>なお、当該物品を保税地域に入れようとするときは、関税法第31条第1項の規定により税関に届け出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税関長 ⑩</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(注) 物品は特定の記載すること</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																																																																																												
<p>税関様式V第1120号</p> <p>通告番号</p> <p style="text-align: center;">免税車両等の再輸出義務不履行通告書 (関税及び消費税賦課決定通知書)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税 関 長 〇</p> <p>下記の免税車両(免税車両修理用部分品)は、その一時輸入書類の有効期間内に本邦から輸出されておらず、免責がされていないので通告します。</p> <p>また、当該免税車両(免税車両修理用部分品)の関税及び消費税・地方消費税を下記のとおり賦課決定します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>一時輸入書類の番号</td> <td colspan="4"></td> <td>輸出の予定時期及び予定場所</td> </tr> <tr> <td>一時輸入書類の有効期間</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">まで</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>一時輸入書類の発給団体</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>一時輸入書類の名義人</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>車両(修理用部分品)の品名</td> <td>数</td> <td>量</td> <td>登録国</td> <td>登録番号</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>課税標準額</td> <td colspan="5">納付すべき税額</td> </tr> <tr> <td>関税</td> <td>円</td> <td>関税</td> <td>円</td> <td colspan="2" rowspan="3">納付する税額は、平成 年 月 日までに、同封の納税告知書により日本銀行(本店、支店、代理店又は輸入代理店)に納付して下さい。</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td>円</td> <td>消費税</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>地方消費税</td> <td>円</td> <td>地方消費税</td> <td>円</td> </tr> </table>	一時輸入書類の番号					輸出の予定時期及び予定場所	一時輸入書類の有効期間	まで					一時輸入書類の発給団体					一時輸入書類の名義人					車両(修理用部分品)の品名	数	量	登録国	登録番号	備考							課税標準額	納付すべき税額					関税	円	関税	円	納付する税額は、平成 年 月 日までに、同封の納税告知書により日本銀行(本店、支店、代理店又は輸入代理店)に納付して下さい。		消費税	円	消費税	円	地方消費税	円	地方消費税	円	<p>税関様式V第1120号</p> <p>通告番号</p> <p style="text-align: center;">免税車両等の再輸出義務不履行通告書 (関税及び消費税賦課決定通知書)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税 関 長 〇</p> <p>下記の免税車両(免税車両修理用部分品)は、その一時輸入書類の有効期間内に本邦から輸出されておらず、免責がされていないので通告します。</p> <p>また、当該免税車両(免税車両修理用部分品)の関税及び消費税・地方消費税を下記のとおり賦課決定します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>一時輸入書類の番号</td> <td colspan="4"></td> <td>輸出の予定時期及び予定場所</td> </tr> <tr> <td>一時輸入書類の有効期間</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">まで</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>一時輸入書類の発給団体</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>一時輸入書類の名義人</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>車両(修理用部分品)の品名</td> <td>数</td> <td>量</td> <td>登録国</td> <td>登録番号</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>課税標準額</td> <td colspan="5">納付すべき税額</td> </tr> <tr> <td>関税</td> <td>円</td> <td>関税</td> <td>円</td> <td colspan="2" rowspan="3">納付する税額は、平成 年 月 日までに、同封の納税告知書により日本銀行(本店、支店、代理店又は輸入代理店)に納付して下さい。</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td>円</td> <td>消費税</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>地方消費税</td> <td>円</td> <td>地方消費税</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">この賦課決定通知書の内容について不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して2ヶ月以内に当税関長に対して異議申立てをすることが出来ます。</p>	一時輸入書類の番号					輸出の予定時期及び予定場所	一時輸入書類の有効期間	まで					一時輸入書類の発給団体					一時輸入書類の名義人					車両(修理用部分品)の品名	数	量	登録国	登録番号	備考							課税標準額	納付すべき税額					関税	円	関税	円	納付する税額は、平成 年 月 日までに、同封の納税告知書により日本銀行(本店、支店、代理店又は輸入代理店)に納付して下さい。		消費税	円	消費税	円	地方消費税	円	地方消費税	円
一時輸入書類の番号					輸出の予定時期及び予定場所																																																																																																								
一時輸入書類の有効期間	まで																																																																																																												
一時輸入書類の発給団体																																																																																																													
一時輸入書類の名義人																																																																																																													
車両(修理用部分品)の品名	数	量	登録国	登録番号	備考																																																																																																								
課税標準額	納付すべき税額																																																																																																												
関税	円	関税	円	納付する税額は、平成 年 月 日までに、同封の納税告知書により日本銀行(本店、支店、代理店又は輸入代理店)に納付して下さい。																																																																																																									
消費税	円	消費税	円																																																																																																										
地方消費税	円	地方消費税	円																																																																																																										
一時輸入書類の番号					輸出の予定時期及び予定場所																																																																																																								
一時輸入書類の有効期間	まで																																																																																																												
一時輸入書類の発給団体																																																																																																													
一時輸入書類の名義人																																																																																																													
車両(修理用部分品)の品名	数	量	登録国	登録番号	備考																																																																																																								
課税標準額	納付すべき税額																																																																																																												
関税	円	関税	円	納付する税額は、平成 年 月 日までに、同封の納税告知書により日本銀行(本店、支店、代理店又は輸入代理店)に納付して下さい。																																																																																																									
消費税	円	消費税	円																																																																																																										
地方消費税	円	地方消費税	円																																																																																																										

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式S第1026号
更正・決定第 号
平成 年 月 日

税関様式S第1026号
更正・決定第 号
平成 年 月 日

(住所) _____
(氏名又は名称) _____

(住所) _____
(氏名又は名称) _____

(税関官署の長) _____

とん税及び特別とん税 更正 通知書
決定

とん税及び特別とん税 更正 通知書
決定

開港名	入港年月日	平成 年 月 日
船舶の名称及び国籍		

開港名	入港年月日	平成 年 月 日
船舶の名称及び国籍		

上記の開港に入港した船舶に対するとん税及び特別とん税を、とん税法第6条及び特別とん税法第6条の規定により下記のとおり 更正 したので、とん税法施行令第3条及び特別とん税法施行令第2条の規定により通知します。

上記の開港に入港した船舶に対するとん税及び特別とん税を、とん税法第6条及び特別とん税法第6条の規定により下記のとおり 更正 したので、とん税法施行令第3条及び特別とん税法施行令第2条の規定により通知します。

なお、この通知により 納付すべき税額 運付する金額 は次表のとおりとなります。納付すべき税額及び滞納税は、平成 年 月 日までに、両封の納付書により納付して下さい。

なお、この通知により 納付すべき税額 運付する金額 は次表のとおりとなります。納付すべき税額及び滞納税は、平成 年 月 日までに、両封の納付書により納付して下さい。

この納付書により納付すべき税額又は運付する金額		理由その他付記事項
区分	納付すべき税額 運付する金額	
	円	
	円	

この納付書により納付すべき税額又は運付する金額		理由その他付記事項
区分	納付すべき税額 運付する金額	
	円	
	円	

(注意) 上記の税額とあわせて納付すべき延滞税額は、次により計算して下さい。

(1) 延滞税額の計算の算式

$$\text{延滞税の額} = \text{納付すべき本税の額} \times \frac{\text{期間(日数)}}{\text{法定納期限の日から完納の日まで}} \times \frac{\text{延滞税の割合}}{\left[\begin{array}{l} 7.3\% \text{ (注)} \\ \text{納期限の日から2月を} \\ \text{経過した日数に際しては} 14.6\% \end{array} \right]} \times \frac{1}{365}$$

この区分について不服がある場合は、この区分の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることが出来ます。

(注意) 上記の税額とあわせて納付すべき延滞税額は、次により計算して下さい。

(1) 延滞税額の計算の算式

$$\text{延滞税の額} = \text{納付すべき本税の額} \times \frac{\text{期間(日数)}}{\text{法定納期限の日から完納の日まで}} \times \frac{\text{延滞税の割合}}{\left[\begin{array}{l} 7.3\% \text{ (注)} \\ \text{納期限の日から2月を} \\ \text{経過した日数に際しては} 14.6\% \end{array} \right]} \times \frac{1}{365}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することになります。具体的には次のとおりです。

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11/30の公定法合(日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の委譲利率(年)×1.5)のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することになります。具体的には次のとおりです。

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11/30の公定法合(日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の委譲利率(年)×1.5)のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- (2) 上記表の納付すべき税額が10,000円未満の場合には、延滞税は納める必要はありません。また、上記表の納付すべき税額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その端数を切り捨て後の税額により、延滞税を計算して下さい。
- (3) 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、これを納税する必要はありません。また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てして下さい。

- (2) 上記表の納付すべき税額が10,000円未満の場合には、延滞税は納める必要はありません。また、上記表の納付すべき税額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その端数を切り捨て後の税額により、延滞税を計算して下さい。
- (3) 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、これを納税する必要はありません。また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てして下さい。

記

区 分	課税標準 (純とん数)	税 額	更正により 増加 減少	増加した税額 円
更正	更正前			
	更正後			
決定				

記

区 分	課税標準 (純とん数)	税 額	更正により 増加 減少	増加した税額 円
更正	更正前			
	更正後			
決定				

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: right;">税関様式B第 1230 号 平成 年 月 日号 第 号</p> <p style="text-align: center;">通関士試験科目の一部免除申請却下通知書</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">税 関 長</p> <p>平成 年 月 日付申請の通関士試験科目の一部免除申請については、下記の理由により免除できませんので、通関業法施行規則第6条第2項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【不服申立てについて】 この処分について不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に財務大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>【取消しの訴えについて】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分については、審査請求について裁決を経ずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 財務大臣）となります。 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは審査請求をしたときはこれに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該処分若しくは裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	<p style="text-align: right;">税関様式B第 1230 号 平成 年 月 日号 第 号</p> <p style="text-align: center;">通関士試験科目の一部免除申請却下通知書</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">税 関 長</p> <p>平成 年 月 日付申請の通関士試験科目の一部免除申請については、下記の理由により免除できませんので、通関業法施行規則第6条第2項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(注) この処分について不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に財務大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: right;">税関様式B第 1300 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">通関士試験不正受験等処分通知書</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">税関長 ㊦</p> <p>平成 年第 回通関士試験に関し、通関業法第 29 条第 1 項に該当する不正の事実があったので、下記のとおり処分する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 該当事実</p> <p>2 処分の内容</p> <p><u>【不服申立てについて】</u> この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に財務大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p><u>【取消しの訴えについて】</u></p> <p>1 この処分については、審査請求について裁決を経ずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 財務大臣）となります。</p> <p>3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは審査請求をしたときはこれに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該処分若しくは裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	<p style="text-align: right;">税関様式B第 1300 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">通関士試験不正受験等処分通知書</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">税関長 ㊦</p> <p>平成 年第 回通関士試験に関し、通関業法第 29 条第 1 項に該当する不正の事実があったので、下記のとおり処分する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 該当事実</p> <p>2 処分の内容</p> <p><u>(注) この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に財務大臣に対し審査請求をすることができます。</u></p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: right;">税関様式B第 1390 号 平成 年 月 日 第 号</p> <p style="text-align: center;">処 分 通 知 書</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">税 関 長</p> <p>通関業法第 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり処分します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 処分の内容</p> <p>2. 理 由</p> <p><u>【不服申立てについて】</u> この処分について不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に財務大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p><u>【取消しの訴えについて】</u></p> <p>1 この処分については、審査請求について裁決を経ずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 財務大臣）となります。</p> <p>3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは審査請求をしたときはこれに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該処分若しくは裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	<p style="text-align: right;">税関様式B第 1390 号 平成 年 月 日 第 号</p> <p style="text-align: center;">処 分 通 知 書</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">税 関 長</p> <p>通関業法第 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり処分します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 処分の内容</p> <p>2. 理 由</p> <p><u>(注) この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に財務大臣に対し審査請求することができます。</u></p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>